

2018年12月19日

各 位

インフラファンド発行者名 東京インフラ・エネルギー投資法人 代表者名 執行役員 杉本 啓二 (コード番号 9285)

管理会社名

東京インフラアセットマネジメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 杉本 啓二 問合せ先 取締役経営企画室長 山本 和弘 (TEL: 03-6551-2833)

費用・利益保険契約(日射量保険)の更新に関するお知らせ

東京インフラ・エネルギー投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が保有する信託受益権に係る信託財産である再生可能エネルギー発電設備等の賃借人である東京インフラ電力合同会社(以下「賃借人」といいます。)が、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との間で下記の取引を行うことを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 取引概要

賃借人は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との間で締結している費用・利益保険契約(日 射量保険)を更新することを決定いたしました。

(注)本取引は、実質的に、本管理会社の自主ルールである利害関係人等取引に該当するため、本投資法人役員 会における決議を経ています。

2. 決定の概要及び理由

本投資法人は、安定したキャッシュフローを実現するために、本投資法人が保有する信託受益権に係る信託受託者と賃借人との間で締結する発電設備等賃貸借契約(注 1)において最低保証賃料(注 2)を設定しております。かかる最低保証賃料の支払いを確保するため、賃借人は、契約期限の到来する費用・利益保険契約(日射量保険)の更新を行うものです。

- (注 1) 再生可能エネルギー発電設備等を信託財産とする信託の信託受託者である株式会社SMBC信託銀行と 賃借人との間で締結されています。
- (注 2) 本投資法人の計算期間ごとに、各再生可能エネルギー発電設備の発電量予測値 (P90) (注 3) の当該期間合計値に、各再生可能エネルギー発電設備に適用される調達価格を乗じて得られる金額の合計額から、賃借人が当該期間において必要と想定する各再生可能エネルギー発電設備等にかかる経費及び税額を控除した金額とします。
- (注3)「発電量予測値(P90)」とは、超過確率 P (パーセンタイル) 90 の数値(90%の確率で達成可能と見込まれる数値を意味します。)としてテクニカルレポートの作成者その他の専門家によって算出された発電電力量の予測値をいいます。

<費用・利益保険契約(日射量保険)の概要>

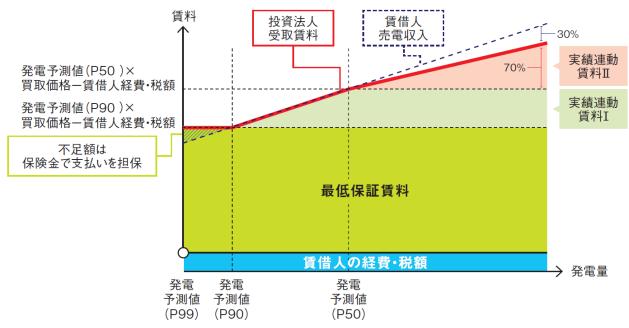
保険者あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



東京インフラ・エネルギー投資法人

保険契約者	東京インフラ電力合同会社
被保険者	東京インフラ電力合同会社
保険種目	費用・利益保険(日射量保険)
保険期間	2019年1月1日~2019年12月31日 (12か月)
包括期間	上期:2019年1月1日~2019年6月30日(6か月) 下期:2019年7月1日~2019年12月31日(6か月)
保険料	8,621,350 円
対象設備	TI 龍ヶ崎太陽光発電所、TI 牛久太陽光発電所、TI 鹿沼太陽光発電所、 TI 矢吹太陽光発電所、TI 釧路太陽光発電所
保険金を支払う事由	損害保険会社と協議の上で、妥結した特定の事由により、別途、費用・利益保険契約(日射量保険)に規定する判定期間中の実際の売電売上高をすべての対象設備について合計した額が、規定値を下回ること。

<賃貸スキームの概念図>



			実際の発電量		
賃料の種類	内容	P90以下	P90 超	P50 超	
			P50以下		
最低保証賃料 (賃料①)	実際の発電量にかかわらず、本投資法人が受領することができる賃料であり、実際の売電量が最低保証賃料を下回る場合にも、保険の活用により支払が保証されます。	0	0	0	
実績連動賃料 I (賃料②)	実際の発電量が P90 超の場合に、P90 超 P50 以下の部分について、賃料①に追加して本投資法人が受領する賃料です。	_	0	0	
実績連動賃料Ⅱ (賃料③)	実際の発電量が P50 超の場合に、P50 超の部分について、賃料①及び賃料②に追加して本投資法人が受領する賃料です。 P50 超過分の総売電収入額のうち 70%分が実績連動賃料 II (賃料③)として本投資法人に支払われ、残りの 30%分についてはオペレーターに成功報酬として支払われます。	_	-	0	



3. 保険者の概要

名称	あいおニッセイ同和損害保険株式会社
所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目 28 番 1 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 金杉 恭三
事業内容	損害保険事業
資本金	1,000 億円 (2018年3月31日現在)
設立年月日	1918年6月30日
大株主	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
投資法人・管理会社との関係	本投資法人が資産の運用を委託する東京インフラアセットマネジメント株式会社(以下「本管理会社」といいます。)の株主(出資比率5.0%)であり、本管理会社の自主ルールである利害関係人等取引規程に定める利害関係人等に該当します。また、本管理会社との間で、再生可能エネルギー発電設備に関するリスク面でのサポート等に関し、2017年12月19日付でリスクアドバイザリーサポート契約を締結しています。

4. 取引に関する手続き

上記の取引は、本管理会社の自主ルールである利害関係人等取引規程に則り、必要な審議及び決議を経ています。

5. 今後の見通し

2018 年 12 月期、2019 年 6 月期及び 2019 年 12 月期の運用状況の予想に本件が与える影響は軽微であり、修正はありません。

以上

※本投資法人のホームページアドレス: https://www.tokyo-infra.com/